福岡市公報

令和 5 年12月21日 第7015号(別冊)

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目8番1号福岡市中央区下神一丁目8番1号

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

	—目	次—	~-	ー -ジ
	規	則		
○福岡市国民健康保険条例加	施行規則の一部改:	正 (第123号)…		
○福岡市健康づくりサポー	トセンター条例施	行規則の一部改	正(第	
124号)				2
	告	示		
○指定管理者の代表者の変見	更 (第254号)			}
	公	告		
○特定調達契約等に係る随渡	意契約の相手方の	决定 (第329号)		}
○開発行為に関する工事の領				
○建築協定に加わる旨の意見	思の表示があった	旨の公告(第33	[号)	Į
_			_	
	規	則		
-			_	
福岡市国民健康保険条例加	施行規則の一部を	改正する規則を	制定し、ここに公布する。	
令和 5 年12月21日				
	1	福岡市長 髙	島 宗一郎	
福岡市規則第123号				
福岡市国民健康保険多	条例施行規則の一	部を改正する規	則	
福岡市国民健康保険条例加	施行規則(昭和34 年	年福岡市規則第	59号) の一部を次のように	二改
正する。				
別記様式第4号中「被保障) 食者証交付手続期	間中において、	医療機関を受診する際の提	計

用」を「被保険者証交付手続中のため、医療機関提出用」に改める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年12月21日

福岡市長 髙 島 宗一郎

福岡市規則第124号

福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則(平成6年福岡市規則第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、講堂、コミュニティプラザ」を削る。

第4条第1項中「(様式第1号又は様式第1号の2)」を削り、同条第2項中「、講堂及びコミュニティプラザ(以下「ホール等」という。)」を削り、「6月前(ホールにあっては、12月前)」を「12月前」に改める。

第5条第1項中「(様式第2号又は様式第2号の2)」を削り、同条第2項中「(コミュニティプラザにあっては引き続き7日)」を削る。

第6条中「様式第3号。」を削る。

第8条中「次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が」を「市長が、専用利用の目的その他の事由からやむを得ないと認める場合であって、」に改め、各号を削る。

第9条第1号を削り、同条第2号中「又は講堂」を削り、「別表第2 1 ホール等使用料の表」を「別表第2 1 ホール使用料の表」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「別表第2 3 研修室等使用料の表」を「別表第2 2 研修室等使用料の表」に改め、同号を同条第2号とする。

第11条第1項を削り、同条第2項中「コミュニティプラザ以外の施設を」を削り、「第9条第2号又は第3号」を「第9条各号」に改め、同項を同条とする。

第15条第1項中「(様式第4号)」を削り、同条第3項中「(様式第5号)」を削る。 第16条第1項第4号中「又は講堂」を削る。

第17条第1項中「(様式第6号)」を削り、同条第2項中「(様式第7号)」を削り、同条第3項中「(様式第8号)」及び「職員から市長が別に定める」を削る。

第18条第2号中「等」を削る。

第23条第1項中「(様式第9号)」を削る。

第25条中「(様式第10号)」を削る。

第28条中「並びに別記様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号から様式第7号まで」を削り、「第4条(第2項ただし書を除く。)、第6条、第10条、第15条第3項並びに第17条第1項及び第2項中」を「これらの規定中」に、「「指定管理者」を「、「指定管理者」と「、「指定管理者」と「を削る。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(申請書等の様式)

第29条 この規則の規定による申請、許可等に関し作成する申請書、許可書等の様式については、市長が別に定める。

別表第1中「及び講堂」を削り、コミュニティプラザの項を削る。

別表第2中「、講堂、コミュニティプラザ」を削る。

別記様式第1号から様式第10号までを削る。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める目から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和6年2月1日
- (2) 第2条第2項、第4条第2項、第5条第2項、第8条、第9条、第11条、第16条第 1項第4号、第18条第2号、別表第1及び別表第2の改正規定 令和6年4月1日

告 示

福岡市告示第254号

公の施設の指定管理者から令和5年福岡市告示第17号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市男女共同参画推進センター条例第15条後段の規定により次のように告示する。

令和5年12月21日

福岡市長 髙 島 宗一郎

区分	公の施設の名称	指定管理者 の名称	指定管理者(共同事業体の構成団体)の主たる事務所の所在地	変 更 年月日	
変更前	福岡市男女共 - 同参画推進セ		管理事業協 市男女共 同組合・ (株)福岡 市民ホール サービスグ	事業協 福岡市中央区天神五丁目 1 番23 1 合・ 号	令和5年
変更後	ンター			株式会社 福岡市民ホールサービス 福岡市博多区須崎町5番17号L AMP須崎5階	4月1日

公 告

福岡市公告第329号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」 という。)の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特 例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように 公告する。 令和5年12月21日

福岡市長 髙 島 宗一郎

随意契約に係る 物品等又は特定 役務の名称及び 数量	契約に関する 事務を担当す る組織の名称 及び所在地	随意契約 の相手方 を決定し た日	随意契約の相 手方の氏名又 は名称及び所 在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
中央区役所及び 中央区保健福祉 センターへの庁 内無線LAN導 入に係る業務委 託	福岡市中央区 天神一丁目 8 番 1 号 総務企画局	令和 5 年 10月12日	東京都港区東新橋一丁目5番2号	円 123, 255, 000	特例政令第11条第
東区役所及び東 区保健福祉セン ターへの庁内無 線LAN導入に 係る業務委託	DX戦略部 情報システ ム課	令和 5 年 11月 2 日	富士通Ja pan株式 会社	120, 450, 000	日項第2 号該当

福岡市公告第330号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年12月21日

福岡市長 髙 島 宗一郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 福岡市西区野方四丁目747番3及び747番39から747番53まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市城南区荒江一丁目28番18号

興永産業株式会社

福岡市公告第331号

建築基準法第75条の2第2項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者等から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所(住宅都市局建築指導部開発・建築調整課)において一般の縦 覧に供する。 令和5年12月21日

福岡市長 髙 島 宗一郎

1 建築協定の名称

百道3丁目1·3区建築協定

- 2 意思の表示に係る建築協定区域隣接地 福岡市早良区百道三丁目804番38
- 3 意思の表示があった日 令和5年11月22日

令和5年12月21日